	名	名 称		大久保三丁目西地区地区計画								
	事	項		田				新				摘要
	建	地区の名称		A地区			B地区	A地区			B地区	
	築	区分	名 你	A-1地区	A-2地区	A-3地区	D地区	A-1地区	A-2地区	A-3地区	D地区	
地	物			次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。				次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。				風俗営業等
区	等			1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法				1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法				の規制及び
整	に			律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項 <u>第 7 号</u> 及				律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項 <u>第 4 号</u> 及				業務の適正
備	関	建築物等の用途		び <u>第8号</u> の一に該当する営業の用に供する建築物。				び <u>第5号</u> の一に該当する営業の用に供する建築物。				化等に関す
計	す	の制限		2) (略)			2) (略)				る法律の改	
画	る											正に伴う変
	事											更
	項											